

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月22日 04時56分ごろ
発生場所	島根県 ^{おき} 隠岐の島町 ^{たぐ} 蛸木漁港西方沖 蛸木港南防波堤灯台から真方位244°340m付近 (概位 北緯36°09.5′ 東経133°14.8′)
事故の概要	漁船 ^{しんかく} 仁鶴丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 仁鶴丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	SN3-18644（漁船登録番号）、個人所有 第272-22876号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	船首船底部外板に破口、船底外板に破口及び擦過傷、発電機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、蛸木漁港を出港し、同漁港南西方沖を蛸木港南防波堤に沿って、約4ノットの対地速力で西北西進中、船長が、右舷船首方に他船の灯火らしき明かり（以下「本件明かり」という。）を視認した。</p> <p>船長は、本件明かりが近くにあるように見えたので、本件明かりを避けようと慌てて主機を中立運転として左転したものの、本船が蛸木漁港南西方沖にある浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、僚船に連絡して救援を依頼し、来援した僚船に救助されて蛸木漁港に戻り、海上保安庁に通報するよう依頼した後、救急車で搬送された。</p> <p>本船は、後日、起重機船によって引き揚げられた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.25m、船尾約1.15mであった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を頻繁に航行しており、本件浅瀬の存在を知っており、ふだん本件浅瀬から離れて航行しているが、本事故時は、灯台のある蛸木港南防波堤との距離を目測しながら航行していて、ふだんより本件浅瀬に接近して航行していたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故直後、周囲に他船はいなかったもので、本件明かりは他船の灯火ではなく、隠岐シャグリ灯標の灯光（群閃白光、毎5秒に</p>

	2閃光) だったかもしれないと本事故後に思った。
分析	本船は、蛸木漁港南西方沖を西北西進中、船長が、蛸木港南防波堤との距離を目測しながら航行していた際、ふだんより本件浅瀬に接近して航行していたことから、本件明かりを避けようと慌てて主機を中立運転として左転したものの、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、蛸木漁港南西方沖を西北西進中、船長が、蛸木港南防波堤との距離を目測しながら航行していた際、ふだんより本件浅瀬に接近して航行していたため、本件明かりを避けようと慌てて主機を中立運転として左転したものの、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、浅瀬などが点在する海域では、障害物との距離を十分に確保すること。